

大分大学医学部附属病院臨床薬理センター細則

平成21年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定に基づき、臨床薬理センター（以下「センター」という。）の組織及び業務等に関し、必要な事項を定める。

(臨床薬理センター長)

第2条 臨床薬理センター長（以下「センター長」という。）は、病院長の命を受け、センターの業務を総括し、職員を指揮監督する。

(臨床薬理センター副センター長)

第3条 臨床薬理センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

(業務)

第4条 センターに次に掲げる業務を分掌させるため、薬物治療支援部門及び創薬育薬クリニック部門を置く。

- (1) 薬物治療支援部門
 - ア センターの運営及び業務の企画に関すること。
 - イ 薬物治療及び治療相談に関すること。
 - ウ 治療的薬物モニタリング（TDM）業務に関すること。
- (2) 創薬育薬クリニック部門
 - ア 臨床試験の実施支援に関すること。

(運営会議)

第5条 センターの運営に関する事項を審議するため、大分大学医学部附属病院臨床薬理センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 診療科長又は副診療科長 4人
 - (4) 薬剤部長
 - (5) 看護部長
 - (6) その他センター長が必要と認めた者 若干人
- 3 前項第3号及び第6号の委員は、病院長が指名する。
- 4 第2項第3号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。
- 7 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-5号）

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。

- 2 この細則施行の前日に任命されている第5条第2項第3号及び第6号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院臨床薬理センター規程（平成20年医学部附属病院規程4-1号）は、廃止する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1-6号）
この細則は、平成29年1月1日から施行する。